

# 第31回農業委員会総会議事録

平成29年7月6日(木)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

## 議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第116号から第120号)  
日程第4 議事(議案第109号から第111号)

### 委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

### 出 席 委 員 ( 2 3 人 )

1 番	若林 俊明	2 番	横山 實
3 番	森田 啓介	4 番	松山 宗則
5 番	舟木 康眞	6 番	永森 薫
7 番	明石 茂	8 番	前田 進
9 番	土合 正夫	11 番	山谷 孝芳
12 番	村上 利之	13 番	前田 光春
14 番	熊西 忠治	16 番	石庭 文男
17 番	川西喜一郎	18 番	山下 隆之
19 番	杉本 周平	20 番	堀 清範
21 番	堀 正	22 番	石井 寿男
23 番	前花 敏子	24 番	竹島 信義
25 番	佐伯 瑞穂		

### 欠 席 委 員 ( 2 人 )

10 番 城石美枝子 15 番 水元 睦雄

### 議事日程

#### 第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第116号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第117号 農地等第4条第1項第7号の規定による届出の受理について  
報告第118号 農地等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告第 119 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について  
報告第 120 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出について

議案第 109 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 110 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 111 号 農用地利用集積計画の決定について

#### 事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局  
事務局長 片岡 幹夫 局長補佐 堀 修二  
主 査 田中 良仁

射水市農林水産課  
課長補佐 西尾 哲 主 任 黒梅 康弘

#### 会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

#### 議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 1 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立して  
おりますことをお知らせします。  
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

#### 議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に  
おいて「16 番 石庭委員」「17 番 川西委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

#### 会 期 の 決 定

#### 議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

#### 議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。  
以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

（報告第 1 1 6 号の説明）

議長（舟木会長）

報告第 1 1 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了承をお願いします。

（報告第 1 1 7 号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第 1 1 7 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

横山委員

1番の案件ですが、こんな小さい面積なのに住宅を建てること  
ができるんですか。

事務局(堀)

宅地に隣接する農地を転用して、既存宅地と合わせて建築すること  
になっています。

横山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分  
いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第118号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第118号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理  
について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第119号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第119号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第120号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第120号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第109号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第109号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の8ページをご覧ください。  
今回は3件ございます。

【議案第109号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1・2・3番については、すべて経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。  
議案第109号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。  
よって、議案第109号農地法第3条の規定による許可申請についてを

許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

( 議案第 1 1 0 号説明・表決 )

議長 ( 舟木会長 )

次に、議案第 1 1 0 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 9 ページの議案第 1 1 0 号をご覧ください。  
今月の農地法第 5 条の許可申請は 9 件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 1 1 0 号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は農家住宅
- 2 番は資材置場
- 3 番は農機具格納庫建築
- 4 番は土木資材置場用地
- 5 番は地蔵堂
- 6 番は農家分家住宅
- 7 番は社会福祉施設敷地
- 8 番は一戸建住宅建築
- 9 番は駐車場敷地としての転用申請です。

議長 ( 舟木会長 )

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。

議長 ( 舟木会長 )

1 番については森田委員より説明をお願いします。

森田進委員

議案第 1 1 0 号の 1 番について説明します。

申請人は 地内の兼業農家です。現在の住宅は築 年経過して老朽化しており、現在の場所は急傾斜地で地盤が軟らかいため建築が困難とされています。また前面道路は県道で交通量が多く過去には事故も起きており、今回、新たな場所で転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番については竹島委員より説明をお願いします。

竹島委員

議案第110号の2番について説明します。

譲受人は 市内で 業を営んでいます。

現在、 地内で資材置場を賃借契約していますが所有者との賃借契約が平成 年 月で期間満了となるため代替地を探していましたところ、申請地の所有者に了解を得たので今回転用申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番については堀清範委員より説明をお願いします。

堀清範委員

議案第110号の3番について説明します。

譲受人は 地内の農事組合法人です。

現在、組合の農機具格納庫を有していないため、組合員の納屋等借りて保管しております。機械が点在して保管している状況では作業効率が悪い状況です。そこで組合で相談したところ申請地に格納庫を建築することとなり、今回申請した次第です。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番については村上委員より説明をお願いします。

村上委員

議案第110号の4番について説明します。

譲受人は 地内で 業を営んでいます。

現在、事業所及び資材置場を 地内で所有しておりますが事業所敷地内では業務車両及び工事車両の置場及び資材置場も兼用しており手狭な状況であります。そこで新たに現在ある資材置場の隣接地を拡張することとしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5番については杉本委員より説明をお願いします。

杉本委員

議案第110号の5番について説明します。

譲受人は 〃 の地縁法人です。

地内で私有地に地蔵堂が設置してある個所について地主から移設要請がありました。昭和初期に建造されたこともあり経年劣化が激しく、再建も考えていたところでもあります。そこで自治会内で検討した結果、地権者から承諾を得たこともあり今回の申請地へ移設して新たに地蔵堂を建築することとなりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

6番については永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第110号の6番について説明します。

譲受人は 〃 地内に夫婦で暮らしています。

実家は農地を所有しており、農業を営んできました。現在申請人の弟が所有しておりますが病気のため農業を営むことができず、今後の農業の手助けのことも考え、隣接する田で娘夫婦と分家住宅を建築することになり、今回農地転用の申請をするものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

7番については堀清範委員より説明をお願いします。

堀清範委員

議案第110号の7番について説明します。

譲受人は 〃 地内の 〃 法人です。

平成 〃 年に知的障害者更生施設を開設しました。現在、利用者の大半を占めている生活介護事業利用者（ 〃 名）に対しては食事提供の支援や福祉サービスを実施していますが利用人数の増加から歩行訓練やレクリエーションなどの活動が制限される状況になっております。そこで隣接する申請地を拡張し福祉サービスの充実を図るため、転用の申請をするものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

8番については堀正委員より説明をお願いします。

堀正委員

議案第110号の8番について説明します。

申請人は 〃 市内のアパートで妻、子供と暮らしています。子供も大き

くなりアパートでは手狭な状況になっています。また両親の面倒のことも考え、本家の近くにある父所有の田を転用して分家住宅を建てることにしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

9番については石井委員より説明をお願いします。

石井委員

議案第110号の9番について説明します。

譲受人は 地内の の開業医です。

現在の駐車場はスタッフ 台分と来院者 台分しか確保できておらず来院者数の増加で不足している状態です。そこで駐車場確保するため建物北側の農地所有者に相談した結果、承諾して頂いたため今回転用の申請をするものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第110号について説明します。

1番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は農家住宅であり集落にも接続し、規模必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は資材置場で、集落にも接続しており規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農機具格納庫と農業用施設であり規模、必要性からも問題ないと判断します。

4番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は土木資材置場用地で、集落にも接続し、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

5番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は地蔵堂で集落にも接続し、必要性からもやむを得ないと判断します。

6番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農家分家住宅であり集落にも接続していることからやむを得ないと判断します。

7番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で特に良好な営農条件を備えている農地であることから、これを甲種農地と判断します。

転用目的は社会福祉施設敷地の拡張であり、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

8番については申請地が市街化傾向区域にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は住宅であり、集落にも接続しており規模、必要性からも問題ないと判断します。

9番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は駐車場敷地であり、集落にも接続していることからやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第110号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第110号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

( 議案第 1 1 1 号説明・表決 )

議長 ( 舟木会長 )

次に、議案第 1 1 1 号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 ( 黒梅 )

今月の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による案件は 1 議案 1 件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画 ( 案 ) の内容を説明】

事務局 ( 黒梅 )

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長 ( 舟木会長 )

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

( 「なし」の声起きる )

議長 ( 舟木会長 )

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第 1 1 1 号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議長 ( 舟木会長 )

挙手全員であります。

よって、議案第 1 1 1 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 ( 舟木会長 )

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第 3 1 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 2 0 分

## その他報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・ 総会開催日 8月7日(月)午後2時から  
射水市役所大島分庁舎大会議室

富山県農業施策に関する政策提案活動について

\* 提出をお願いします。

農業委員視察研修会の精算について

のぼり旗の配布

農業委員募集要項案について

議 長 舟木 康眞

署名委員 石庭 文男

署名委員 川西 喜一郎

第三十一回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十九年七月十日  
至 平成二十九年七月三十一日